

## 1 事業名

所沢市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正

## 2 事業の概要

令和元年 10 月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法が一部改正されたことから、所沢市立幼稚園の保育料を無償とするため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても、必要に応じて条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

子ども・子育て支援法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 8 5 号 所沢市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

(保育料の額)

第 2 条 略

2 幼児の保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 5 第 1 項に規定する施設等利用給付の認定を受けたときは、前項の保育料の額から当該幼児に係る同法第 3 0 条の 1 1 第 2 項に規定する施設等利用費の額を控除する。

(保育料の額)

第 2 条 略